

保護者の皆さまへ

～幼稚園（子ども・子育て支援新制度移行園）・認定こども園（幼稚園部分）～

1. 教育・保育施設について

乳幼児期における教育・保育を行う施設は、次のように分類されます。

- ・ 幼稚園：幼児期の教育を行う学校
- ・ 保育所：就労、疾病等により家庭で保育できない保護者に代わって保育するための施設
- ・ 認定こども園：教育（幼稚園）と保育を一体的に提供する施設
- ・ 地域型保育（小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所）
：少人数の単位で、0～2歳児を対象として保育を行う施設
- ・ 認可外保育施設：乳幼児を保育することを目的とする施設であって、認可保育施設でない施設の総称

2. 教育・保育給付認定について

幼稚園や認定こども園等の利用を希望する場合、教育・保育給付認定を受ける必要があります。保育の必要量の有無や子どもの年齢に応じて、3つの区分に認定します。

教育・保育給付認定

区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で、保育所等での保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所
3号認定	満3歳未満で、保育所等での保育を必要とする子ども	

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の内定（入園許可）を受けた方は、「1号認定」を受けるための申請手続きが必要です。

幼稚園等の利用開始前までに、下記の必要書類などを成田市役所保育課に提出してください。

後日、申請に基づき認定区分等が記載された「支給認定証」が交付されます。

※申請書類の取りまとめを幼稚園等が行う場合は、幼稚園等が指定する日までに提出してください。

必要書類など

(1) 申請するすべての方

- ・ 子どものための教育・保育給付に係る認定兼支給認定証交付申請書（第1号様式）



(2) 家庭の状況に関する書類（該当する方のみ）

給食副食費の支払い免除の可否を判定するための書類です。詳細は、「6. 給食費の取り扱いについて」を確認してください。

- ・母子家庭または父子家庭 ⇒ 戸籍謄本（離婚・未婚・死別の確認ができるもの）
- ・離婚予定で配偶者と別居している場合 ⇒ 申立書（市様式）及び裁判所からの呼出状
- ・生活保護受給世帯 ⇒ 受給証明書

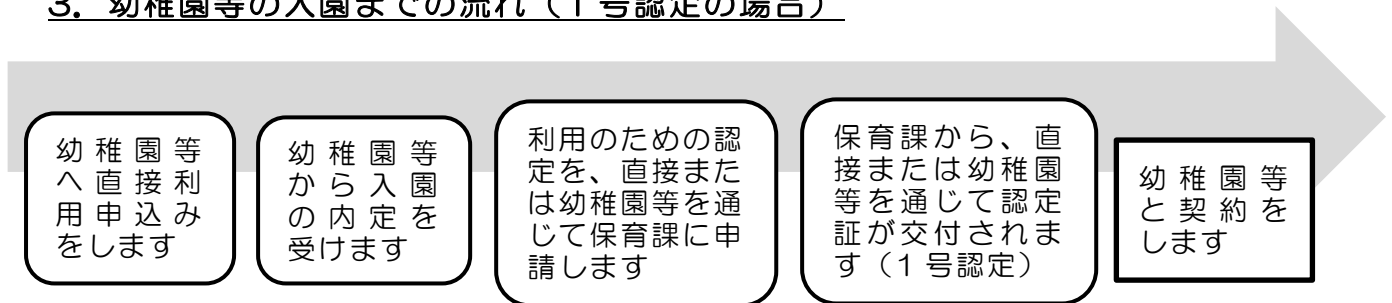
(3) 保育課に直接提出する方

- ・申請者のマイナンバーカード または マイナンバー通知カード 及び 本人確認書類
- ・印鑑

【ご注意ください】

家庭状況に変更があった場合（同居・別居・転居・婚姻・離婚等）、成田市外へ転出する場合、利用している幼稚園等を退園する場合などは、届出が必要となります。幼稚園等または保育課まで連絡してください。

3. 幼稚園等の入園までの流れ（1号認定の場合）



4. 保育料の無償化について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まりました。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでと、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもに対する保育料が無償となり、成田市または施設への支払いがなくなります。

なお、教材費、行事費、給食費、通園送迎費など、実費として徴収される費用は、これまでどおり保護者の負担となります。

※幼稚園または認定こども園（幼稚園部分）については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。（満3歳児クラス）

5. 預かり保育料の無償化について

「保育を必要とする理由」があり、成田市から「施設等利用給付認定」（新2号または新3号認定）を受け、預かり保育を利用した場合に、利用日数に応じた額（利用日数×450円）が無償化されます。（新2号認定：月額最大11,300円、新3号認定：月額最大16,300円）

「保育を必要とする理由」に該当する方は、預かり保育の利用開始前までに、下記の必要書類を保育課に提出してください。

必要書類

- ・子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書（第1号様式）
- ・保育を必要とする理由を証明する書類

給付の受け方

【3ヵ月ごとの償還払い】

幼稚園等に預かり保育料を支払った後、保育課へ請求の手続きをしてください。保護者の請求に基づき、成田市から保護者へ無償化の対象となる費用を支払います。

【ご注意ください】

預かり保育の無償化の対象となるには、「教育・保育給付認定」（1号認定）に加えて、「施設等利用給付認定」（新2号または新3号認定）を受ける必要があります。

手続きについての詳細は、保育課または成田市ホームページ（https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html）で確認してください。

6. 給食費の取り扱いについて

幼稚園等が実費として徴収する費用は、これまでどおり保護者の負担となりますが、次の①～③のいずれかに該当する場合、**給食費（副食材料費^{*1}に係る費用に限ります。）**の支払いが免除となります。免除対象者へは、別途お知らせします。新たな手続きは不要です。

①生活保護受給世帯 及び 中国残留邦人等支援給付受給世帯の子ども

②市民税所得割合算額^{*2}が 77,100円以下の世帯の子ども

⇒保護者（父母など）の市民税所得割額の合計額で判定します。ただし、父母が共に市民税所得割非課税の場合は、同居（同一住所に居住する別世帯を含みます。）の（曾）祖父母等の市民税額により判定します。

③第3子以降の子ども

⇒小学校3年生以下の子どもの数をカウントします。

※1 給食費として幼稚園等が徴収する費用のうち、主食（ごはん・パン・麺など）以外の費用のことです。（おかず、ミルク、おやつなど）

※2 令和4年4月から8月までの給食費は令和3年度市民税額により、令和4年9月から令和5年3月までの給食費は令和4年度市民税額により判定します。

なお、市民税所得割額は、法令により、調整控除以外の税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等（ふるさと納税によるものを含みます。))を適用しない額となります。



7. Q&A

Q. 夫婦共働きで2号認定に相当する家庭ですが、認定こども園の幼稚園部分の利用を希望しています。この場合の認定区分はどうなりますか？

A. 幼稚園または認定こども園の幼稚園部分の利用を希望する場合は、夫婦共働きなどで保育の必要な事由に該当する場合でも、「1号認定（教育・保育給付認定）」の申請をすることとなります。

その上で、認定こども園等が定める教育時間を超えて利用する場合は、預かり保育で対応することになります。なお、「新2号認定（施設等利用給付認定）」を受け、預かり保育を利用した場合、利用日数に応じた額（利用日数×450円）が無償化されます。

Q. 私の世帯は、給食副食費の支払い免除対象になりますか？また、市民税額はどうか知らわれますか？

A. 保育課において保護者（父母など）の課税状況を確認した後、支払い免除対象となる方へ、免除の期間等を記載した「副食費の徴収免除のお知らせ」を送付します。

修正申告等により税額の更正があった場合、支払い免除の可否について再判定されます。市民税額に変更があった方は、保育課にお申し出ください。

なお、市民税額については、下記のいずれかの書類で確認できます。

①勤務先で市民税・県民税が給料天引きのみされている方

⇒「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」

②自営業等で、市区町村が発行する納税通知書で納付する方

⇒「市民税・県民税税額決定・納税通知書」

③市区町村が発行する「住民税課税（非課税）証明書」

なお、年末調整や住民税申告がお済みでない方は、当該年度1月1日時点で住民登録のあった市区町村の税務担当課にて申告されるようお願いいたします。未申告のままですと、税額の確認ができず、支払い免除の可否を判定できません。

Q. 今後、離婚し別居する予定です。給食副食費の支払い免除に関して、課税額はどのように判定されますか？

A. 離婚日の属する月までは、父母の課税額で判定し、離婚の翌月以降は母（または父）の課税額で判定します。家庭状況に変更があった場合は、保育課にご連絡ください。

なお、離婚後も別居せずに同居している場合は、それまでどおり父母の課税額を合算して判定します。



〒286-8585

成田市花崎町760番地

成田市役所 健康こども部保育課

電話：0476(20)1607

Eメール：hoiku@city.narita.chiba.jp